

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会
弔慰規定

(目的)

第1条 この規定は、弔慰について規定する。

(対象)

第2条 会は次に該当する場合に弔意を表す。

1. 東京同窓会に活動に永年貢献（継続的に幹事を務めた者）した会員本人の死亡。
2. 本部同窓会、関西同窓会については、名誉会長、会長、副会長、幹事長とする。
3. 同窓連、僚友校については、会長とする。

(弔慰の表示)

第3条 弔慰は、原則として弔電を以てあらわす。

1. 弔意の判断、方法（香典、生花、弔電）は、会長、幹事長、総務委員長の協議とする。

(会員資格)

第4条 会員は本会入会以来終身会費および当該年度まで継続して年会費を納入している者とする。

(連絡)

第5条 会員の訃報を知りえた者は、速やかに会長、幹事長、総務委員長に報告するものとする。

(手続き)

第6条 緊急を要する場合には、諸手配の事後速やかに会長、幹事長、総務委員長に報告するものとする。

(葬儀後の取り扱い)

第7条 葬儀終了後に訃報を知った場合には、弔慰の手続きは訴求しないものとする。

(附則) 本規定は平成25年6月8日より施行する。

1. 一部改正 平成27年6月13日
2. 一部改正 令和6年6月8日

本弔意規定を原本とする。

令和6年6月8日

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会

会長 久保田 昇子

